

【論文】

幕末における外国使節への接遇とまなざし

—アメリカ・ペリー使節とハリス使節を中心に—

嶋

村

元

宏

幕末における外国使節への接遇とまなざし

—アメリカ・ペリー使節とハリス使節を中心にして—

嶋 村 元 宏

【キーワード】

外交儀礼、朝鮮・琉球使節、行列、海外情報、通信・通商国

【要旨】

ペリー使節と将軍拝謁前述のハリス使節を主たる対象に、第一に幕府がそれらの使節に対しいかなる接遇をおこなつたのか、第二に幕府に限らず当時の人びとがどのようなものとして認識し、それら外国使節に対していかなる「まなざし」をなげかけていたのかについて、文献史料に加え画像史料を用いて検討した。これにより、「鎖国」から「開国」への過程において、対外関係の枠組みにどのような変容がみられたのかを明らかにし、開国史研究にあらたな視点を提示した。

その結果以下の五点を明らかにした。^①江戸幕府が設定した対外的枠組みのなかに位置づけられていた琉球は、総理官が接遇の主となることでアメリカとの公的関係が構築されてはいないことを示そうとした。^②幕府は久里浜では戦時下の行動と位置づけ「於陣中受取候作法」によりペリー使節への接遇をおこなつた。^③ペリーは使節が大規模であることを誇示するため、長蛇であることを示すよう行進をおこなつたが、江戸の人びとからは朝鮮・琉球使節のそれに重ね合わされた。^④幕府は応接場を、格式を重んじた空間としたものの、一面では出先機関による接待と解釈可能な状況を生み出した。^⑤ハリスへの出府許可を機に、「条約締結国」に対して一定の接遇をおこなうべく基準を定めようとしたが、この段階でも朝鮮・琉球とは一線を画していた。

はじめに

いわゆる「鎖国」体制下にあつた十八世紀末以降安政五（一八五八）年の、いわゆる安政五カ国条約締結までの間に日本へ来航し、「開国」・通商を求めた外国使節は、以下の七例がある。すなわち、^①寛政四（一七九二）年に根室へ来航したロシア・ラクスマン使節、^②文化元（一八〇四）年に長崎へ来航したロシア・レザーノフ使節、^③弘化三（一八四六）年に、浦賀へ来航したアメリカ・ビツドル艦隊、^④嘉永六（一八五三）年と七年に浦賀・横浜へ来航したアメリカ・ペリー使節、^⑤同年長崎へ来航したロシア・プチャーチン使節、^⑥嘉永七年長崎に来航したイギリス・スターリング艦隊および^⑦安政三（一八五六）年に初代駐日総領事として下田へ着任したアメリカ・ハリス使節がある。本稿では、特に外交儀礼について研究が深められているとはいがたい、ペリー使節と將軍拝謁前述のハリス使節を主たる対象に、第一に幕府がそれらの使節に対しいかなる接遇をおこなつたのか、第二に幕府に限らず当時の人びとがどのようなものとして認識し、それら外国使節に対していかなる「まなざし」をなげかけていたのかということについて、文献史料に加え画像史料を用いて検討する。これにより、「鎖国」から「開国」への移行過程において、対外関係の枠組みにどのような変容がみられたのかを明らかにすることで、開国史研究にあらたな視点を提示したい。なお、外國使節を日本側がどのように見たのかについては、空間としての応接場および使節が乗船していた艦船からボートを使って上陸し、その後会見あるいは交渉場所へと向かう際に整えられた行列についても留意する。

幕末の外交使節に関しては、近世あるいは近代の対外関係史および日本開国史研究の一環として、特に外交交渉に焦点をあてた研究が主流と

なっている⁽¹⁾。そのため、先行研究の多くは、使節の概要を説明するなかで幕府がどのような対応をおこなったかということについて触れる程度であるが、田保橋潔氏のように、「ロシア・レザーノフ使節による礼砲発砲の件や、「オランダ国王の開国勧告」書簡を徳川将軍へ捧呈すべく派遣されたコープス使節に対し幕府がどのような接遇をおこなったかを明らかにした研究もある⁽²⁾。しかしながら、そこではロシアとの関係から説き起こし、日英関係、日蘭関係、日米関係について詳述しているが、その終わりは安政二年十二月（一八五五年一月）に締結された日露通交条約となつており、ハリス使節についての言及はない。

その一方、近年では文化史的視点から外交儀礼に注目した研究もおこなわれるようになつてきている。「鎖国」体制が安定した十八世紀以降はじめて「開国」・通商を要求したロシア使節については、画像史料も利用した詳細な研究が生田美智子氏によつておこなわれている⁽³⁾。また、安政四（一八五七）年のアメリカ・ハリス使節から慶應三（一八六六）年までに將軍に謁見した十七例については、特に「將軍拝謁」に焦点を絞つた佐野真由子氏の研究によつて近年明らかにされてきている⁽⁴⁾。しかしながら、前者についてはロシア使節だけに限つたものであり、後者はペリー使節については全く対象としておらず、またハリス使節については、將軍拝謁については詳細に論じているものの、下田駐在時の幕府のハリス使節への接遇については全く触れられていない。そこで本稿では、これまでの先行研究でほとんど検討されることはなかつたペリー使節とハリス使節に焦点を絞ることにした。

なお、これらの使節の接遇について考察する場合、「鎖国」体制下にあつた江戸時代をとおして、のちに「通信国」として位置づけられ、十五回派遣された朝鮮使節⁽⁵⁾および琉球王の即位に際して派遣された謝恩史

と徳川將軍の襲職に際して派遣された慶賀使とを合わせ、十八回を数える琉球使節ならびに「通商国」に位置づけられ、貿易継続の御礼として一六六回もの多くの江戸参府をおこなつたオランダ使節に対する接遇を参照することは必須であると考える。

ペリーおよびハリスを派遣したアメリカは、朝鮮・琉球・オランダとは異なり、「通信国」でも「通商国」でもない非「通信・通商国」であったが、先例主義をとる幕府にあって、非「通信・通商国」であつたとしても外国使節であることに変わりなく、また「通信国」である朝鮮・琉球および「通商国」のオランダとは異なる国から派遣された使節であるからこそ、すでに規定されたこれらの国との関係・位置づけも踏まえつつ、アメリカからの使節の接遇方針を決定したはずだからである。

その朝鮮・琉球・オランダに対する江戸時代初期に確定した対外的位置づけについては、ロナルド・トビ氏が明らかにしている⁽⁸⁾。トビ氏は、外交儀礼および外交言語について「ある意味で、秩序づけられるべき現実と同じ形」であるとの立脚点から、「幕府は（少なくとも外見上は）、日本だけが決定する国際関係の基準を受け入れる国とだけ外交関係を持つことを選び、幕府を頂点とする外交儀礼上の序列を構築し、日本の優位性を認めそうにない中国とは外交を断絶し、さらに日本を中心として朝鮮、琉球、オランダ、中国という序列を樹立した」という、日本型華夷秩序論を開闢した⁽¹⁰⁾。そして、本稿が対象とする時期については、「幕府はラクスマン以来の欧米諸国に対し、それまで蓄積してきた「外交言語」で対応しようとしたため、齟齬が生じた」との展望を示している。

またこれに関連して、江戸時代初期の外交について研究した永積洋子氏は、異国人に対する將軍の拝謁形式（拝礼）と書簡の型式（国書）の問題を取り上げ、近世初期における外交儀礼の確立について論じている⁽¹³⁾。

一方幕末期における、これらの対外的枠組みに関する研究は、和親条

約期を対象として羽賀祥二氏によつておこなわれている。羽賀氏は和親

条約を検討し、「和親条約期における幕府外交は、具体的には朝鮮・琉球との通信関係、中国との通商関係、オランダとの和親・通商関係、米英露との和親関係という四種の関係として存在し、幕府にとつては祖宗の意志に基づいて関係の重要性が規定されるもので」¹⁴⁾あつたとし、「鎖国から開国へと進展する歴史的状況においては、和親関係が当時の外交関係の基軸となつたのではなく、すでに見たように通信通商に従属する位置しか与えられていなかつた」とし、阿部政権下ではそれが一貫して維持されていたことを明らかにしている。¹⁵⁾

なお、本稿の分析視角は、従来の研究で注目されてきた拝謁、国書に加え、行列についても注目することとしたが、この行列をテーマとした研究については、久留島浩氏等による研究がある。¹⁶⁾本研究はもともと、二〇一二年に国立歴史民俗博物館で開催された企画展示「行列に見る近世——武士と異国と祭礼と」が基盤となつておこなわれたものであるが、そこでロナルド・トビ氏は「行列という行動形式は、……行進する側も、出迎える側も、そして見物する人びとのまなざしが交差することを前提として」¹⁷⁾いるということを指摘している。

以上より本稿では従来の研究成果を踏まえながら、応接場および行列を含む接遇全体を通して、見せる側と見る側とのまなざしの交錯に留意しつつ、第一章では、ペリー使節について、琉球、久里浜、横浜における接遇について、第二章では、ハリスの下田来航時における幕府の対応及びハリスの出府にあたつての接遇方針の変化について検討することで、江戸初期に確立した対外秩序が、幕末期においていかに変容したのかを明らかにする。これによりあらたな開国史像を示すことにしたい。

一 ペリー使節——一八五三年

(1) 首里城訪問

中国・上海で艦隊の態勢を整えたペリー使節は、一八五三年五月二三日石炭補給のため碇泊していた揚子江河口から琉球へ向けて出発し、五月二六日那覇へ到着した。¹⁸⁾当初ペリーは、その後幕府へ対してもそうするように、威厳を保つため、「あまりきやすく俗人の目に触れるのは提督としてふさわしいことではない」との考え方から、琉球人との誰とも会おうとはせず、ペリーがはじめて会うこととなつた琉球の人物は、表敬のため訪れてきた総理官（摂政）¹⁹⁾であった。

これに対し、ペリーはこの返礼として首里城への表敬訪問および琉球国王尚泰との謁見を求めたが、琉球側は首里ではなく那覇への訪問を提案したり、総理官が会見することでアメリカ使節の訪問に対する返礼とみなそうとしたり、皇太后が病氣であることなどを理由に、首里城への訪問を断固拒否する姿勢をみせた。しかし、いずれもペリーはそれを受け入れず、当初予告したとおり六月六日、首里城への訪問を断行した。

訪問当日は、午前九時に旗艦サスケハナ号からの合図で、海兵隊員を乗せたボートが先発し、それらが陸へ到着するのにあわせ、ペリーが乗艦する将官艇が出発した。この状況を海上から見ていた琉球の漁民は舟を漕ぐ船の手をとめ、また陸上では武装した海兵隊員によって隊列が組みされ、正装した士官たちも数団に分かれ木陰に集合しているところを見ていた島民は、「目の前の光景にいたく感激し、興奮していた」という。ペリー来航以前から多くの西洋人を目にしてきた琉球人にとっても、ペリー使節の一団の行動は目をみはるものがあつたようアーリカ側は記している。

このような状況のなか、「艦長であるブキヤナン中佐、リー中佐、ウォーカー中佐を従えた提督が海兵と砲兵の列の間を通り抜けると、即座に行進の隊列が整えられた」のち首里城へ向かっている。この行列の構成は、傘を持ちを従えた琉球王朝のふたりの役人が先導するなか⁽²¹⁾。

ベント（大尉）—アメリカ国旗を付けた野砲二門—ベネット（サスケハナ号の乗り組みの上級見習士官・ウイリアムズ（オランダ語通訳）・ベッテルハイム博士—ゼイリン（海兵隊少佐）・軍楽隊（ミシシッピ号）・海兵隊一個中隊—ペリー・小姓・中国人従者・海兵隊—アダムス（参謀長）・コンティ（大尉）・ペリーの子息—贈り物—ブキヤナン艦長・リー艦長・シンクレア艦長・士官—軍楽隊（サスケハナ号所属）—海兵隊一個中隊

の、総勢二〇〇名超からなつていた。

この行列にあつてペリーは、「乗り組みの大工が当座のために作った輜⁽²²⁾に乗つて」いたが、この「輜はこの場にふさわしいよう、おそらくもつたいぶつた乗り物で、大きくて堂々としていたが、ベンキとパテを塗りたくつた代物で、ニューアーク製やロングエーカー製のものほどビカピカではなかつたが、たしかに行列のなかではひときわ目を引」くものであり、「輜につけてある赤と青の掛け布はそれほど美しくはなかつた」が、「いずれにしても、琉球人をびっくり仰天させるような輜ではあつた」という。⁽²²⁾野砲を先頭に途中軍樂隊を交え、銃を持つ兵士が行進するという軍事パレードの様相をみせながらも、アジア諸国の行列にみられる「高位にある者は輜に乗る」ということを理解し、ペリーは自分が高位の者であるということを可視化したものといえよう。このようなパフォーマンスを含めこの行進は、「政策上、見た目を豪華にする必要があつたので、外観を堂々としたものにするため特別な苦心が払われ

た」、意図してデザインされたものであり、琉球人に強い衝撃を与えるものとなつたのである。

首里城到着後、下乗の位置があらかじめ琉球側から示されていたのは不明であるが、ペリーは城の入り口で輜を降り、軍楽隊が「ヘイルコロンビア」を演奏するなか随行員とともに歩いて入城している。その間、整列した砲兵隊と海兵隊が捧げ銃をして、国旗が掲げられていた。

謁見場所としてペリーらが通されたのは、国王が政治や儀式をおこなう場である正殿ではなく、王府の行政施設として使われていた北殿であった。またそこにはペリーが謁見を要求した尚泰王および皇太后の姿はなく、総理官が会見の相手となり、その場で出されたのは粗茶粗食で、「一行を歓迎する用意などまつたくしていなかつた」⁽²³⁾状態であつた。その後、その場を取り繕うように総理官は自らの邸と称して、城内の大美御殿へ使節を招き饗應をおこなつた。大美御殿は、尚清王の世子時代に別邸だったところで、当時は女性の休養・産所、冠婚葬祭の場として使われていた。このように、王府による公式行事としてではなく、あくまでも総理官による事務的かつ私的な応接と位置づけられる接遇をおこなつたのである。琉球国として公式に外国使節を接遇したのではなく、あくまで事務的な対応であり、かつ私的なもてなしをしたにすぎないとの体をとろうとしたといえよう。琉球側は、当初の計画どおり尚泰王や皇后が、ペリー使節を応接することを避けることに成功したのである。

アメリカ側にとつては、アメリカ使節として異国の王宮を訪問し、琉球王本人ではなくともその名代である総理官と会見し、饗應を受けたことで米琉関係が公的に構築されたとの認識を持つたかもしれないが、琉球側はアメリカとの公的関係はないということを示したのである。琉球によるペリー使節への一連の接遇の様子については、薩摩藩が琉球支配

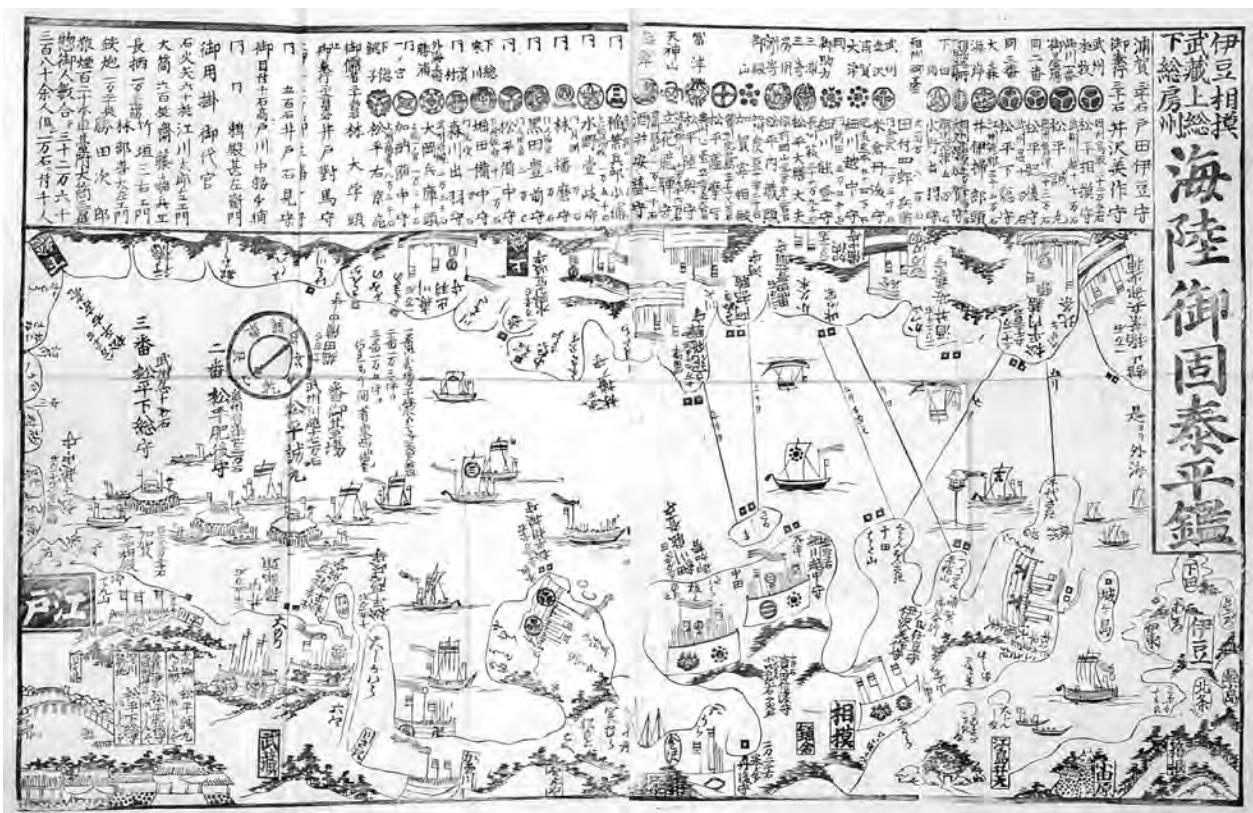
を目的として那覇に置いた在番奉行へ報告がなされていました。いわばこの接遇は薩摩藩による「監視」のもと執り行われたものといえよう。幕府の意向に配慮する薩摩藩の「まなざし」が、琉球をしてこのような対応をとらせたともいえるのである。

(2) 久里浜

① 上陸

本来の目的である日本との通商条約を締結すべく浦賀沖に来航したペリー使節は、交渉に先立ち自らが国を代表し、大統領から徳川将軍へ宛てた書簡を持参しており、それを幕府高官へ捧呈することを希望した。対応にあたつた浦賀奉行与力・中島三郎助、香山栄左衛門は、浦賀は外国応接の場ではないことを理由に長崎へ回航するよう命じたが聞き入れられなかつた。そこで「このたひは使節の苦労を察し、まけて書簡を受けとる」とこととしたが、「応接の地にあらされは、応答のことにおよはす、このおもむき会得いたし、使命を全くし、すみやかに帰帆あるへきものなり」と、大統領書簡の受け取りに限つて認めるとする「御諭書」²⁴⁾を送り、久里浜で大統領書簡を受け取ることとした。

徳川将軍宛アメリカ大統領書簡捧呈式がおこなわれた六月九日は、二艘の汽走軍艦サスケハナ号とミシシッピ号が、万が一陸地で異変があつた際の対応として射程圏内の海上に碇泊していた。²⁵⁾また幕府側も久里浜の中央に設営された応接場を取り囲むように、海防動員をかけた彦根藩をはじめとする各藩を配置しており、応接掛の浦賀奉行・戸田氏栄および井戸弘道らは役宅を出発するにあたり、「於陣中受取候作法故、陣押ニテ出張」という形態をとつた。このように双方臨戦態勢の様相を呈していた。これは、その後多種多様な「御固め図」【写真1】と呼ばれる



【写真1】伊豆相模武藏上総下総房州海陸御固泰平鑑 当館

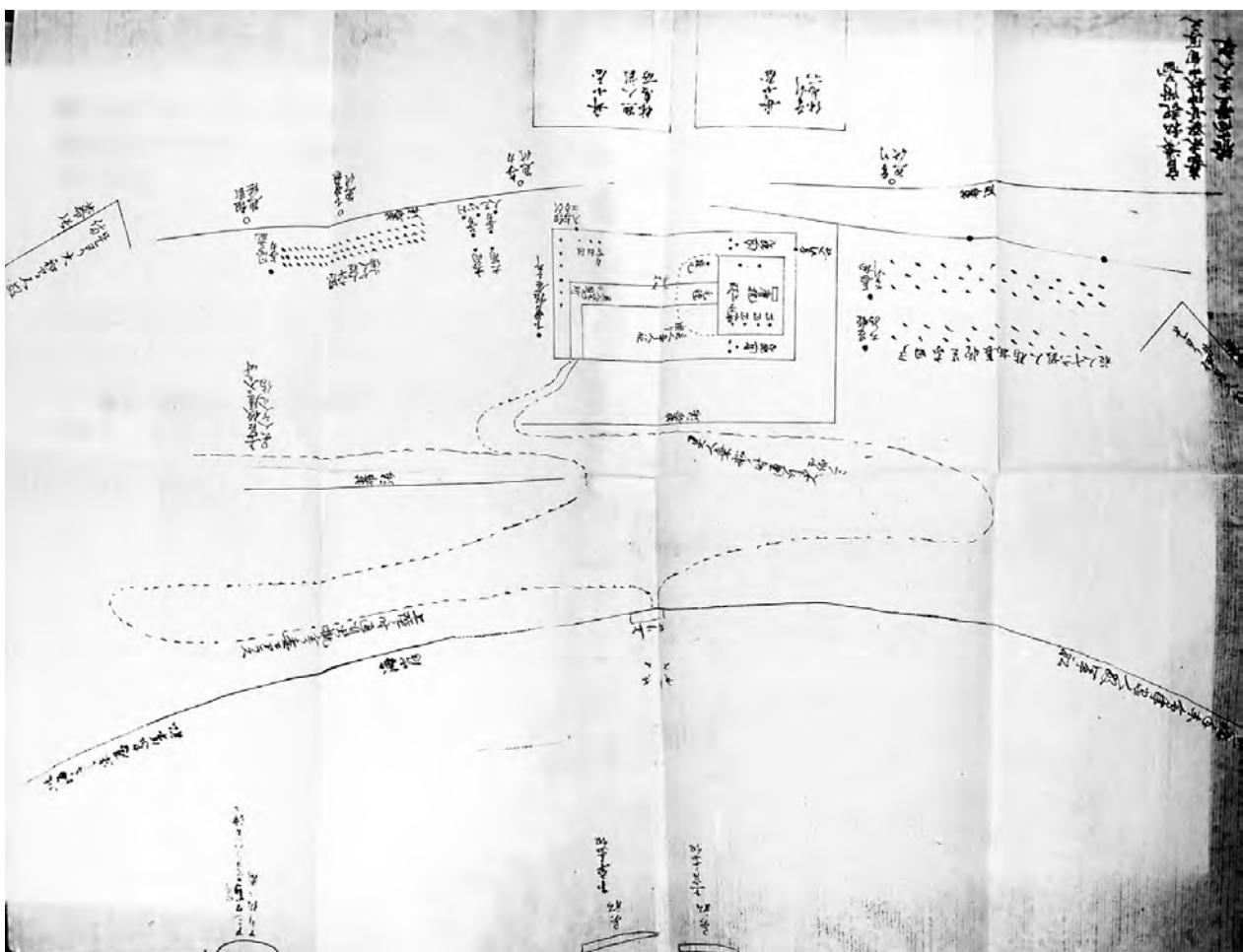
瓦版が流布したように、これを見た多くの庶民にとつてはペリー使節に対する応接は「合戦直前」の一コマとして認識されたといえよう。

しかし、この認識は一面的なものでしかなかつた。上陸後ペリー使節がおこなつた行進は、ペリーの思惑とは違つたかたちで、庶民には受け取られることになる。

樂隊による演奏を受け上陸したペリーは、先に上陸し浜辺の

右側に整列した海兵隊の二個中隊と左に整列した海軍の二個中隊の間を通り抜け隊列を整えると、正面の応接所へは直進せず、樂隊の演奏が続けられるなか、まず左へ行進を始め、張られた幕の端でUターンし、中央へ戻つたところで段違いに張られた幕の端で再びUターンしたのち最後は左折して会場へ入つている【写真2】。那覇でおこなつたのと同じように軍事パレードをおこなつたのであるが、直進せずまず横へ進んだのは、三〇〇人からなるその行列の長さを周りの者へ理解させるための演出としての意味合いもあつたと考えられる。事前協議において香山が「何人の士官が提督に随行して式典に臨むのか」と尋ねたのに対し、大統領の書簡を捧呈するに際して、随行する士官の人数が多くれば多いほど、相手国への敬意を示すことになるので、艦内勤務から割きうる士官が随行するだろう、と予告していたとおり、ペリーはこの使節が大規模であることを印象づけようとしたのである。

なお、翌年横浜においても、ペリーは同様に行列を大規模に見せる演出を試みたが、庶民はこの行列を朝鮮使節あるいは琉球使節に重ね合わせて見ようとしたようである【写真3】。アメ



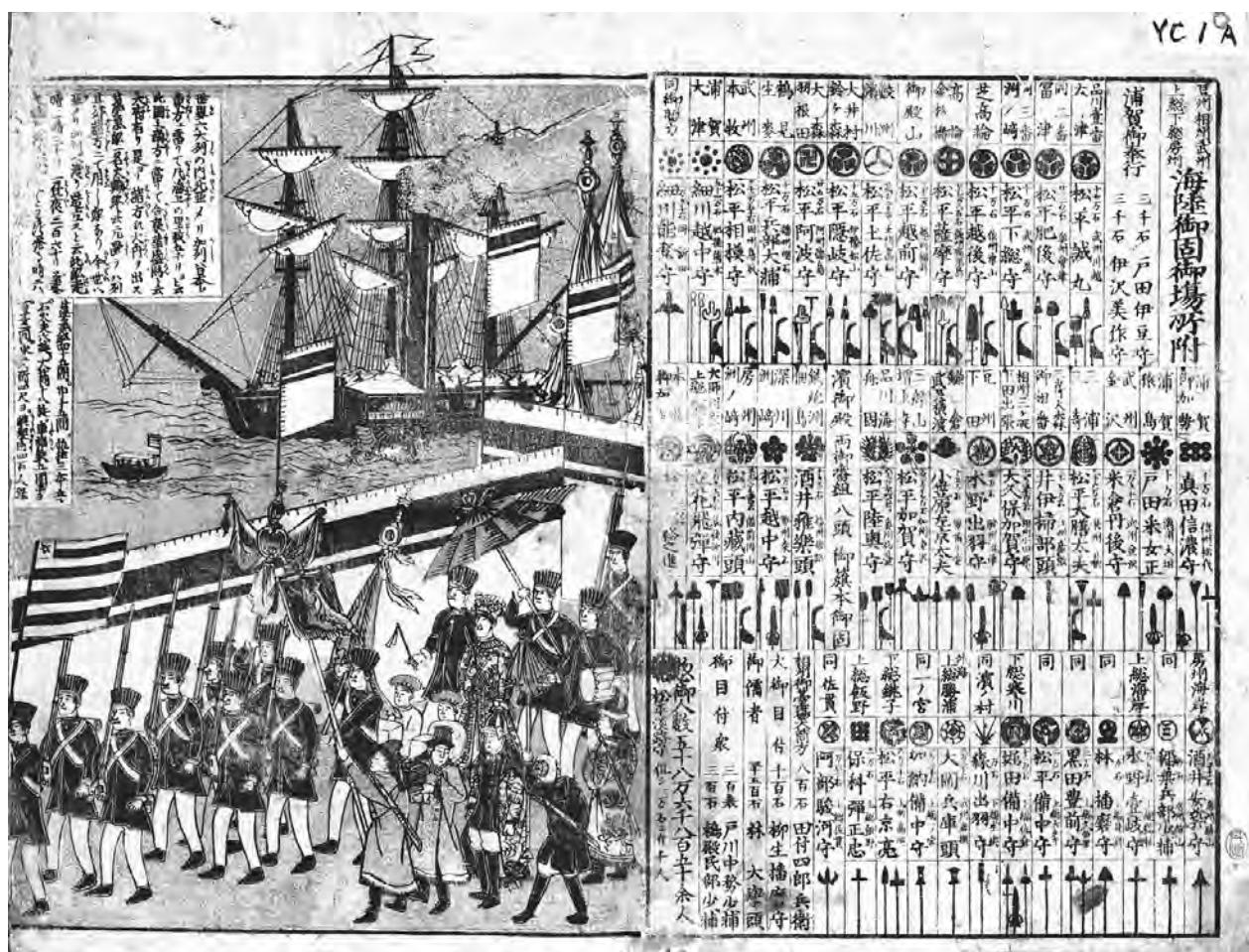
【写真2】上書集 四 金沢市立玉川図書館近世史料館 加越能文庫

リカ合衆国国旗は朝鮮・琉球使節の旗に相当し、軍楽隊が演奏に使つてゐる太鼓やラッパ（喇叭）も形状の違ひはあれ、同様に朝鮮・琉球使節の樂人も使用してゐる。鳴り物入りで行進する様は、これまで江戸の人びとが経験した、エンタテインメントを提供してくれる外国使節の一団として報ずる側も認識したのである。瓦版の版元は、庶民がこれまで経験したり、あるいは話として聞かされたりしていいた朝鮮や琉球使節の行列と同様であることを望んだ、庶民のイメージを再び瓦版として表象したものといえよう。

② 大統領書簡捧呈式場

捧呈式場²⁸として急遽設営された応接場は、海に面して玄関が、その反対側に応接掛をはじめとする幕府側の役人の入り口が設けられていた。玄関から入つてすぐの下段（幕張内）と奥の上段（書簡受取場）からなつており、上段は三間四方で畳が十八畳敷かれ、その上から全面毛氈が敷かれていた。また、下段から三段ほど段差が設けられ、紫幕が張られていたが、その幕は、応接掛で浦賀奉行の戸田氏栄の家紋をもつものであつた。²⁹ 応接場の設営については、浦賀奉行の担当だつたことによるものと思われる。しかし、応接掛は將軍からの全権を有する名代であるとすれば、本来的には將軍家の紋を持つ幕を張るのが順当であるにもかかわらずそうしなかつたのは、久里浜での対応はあくまで出先機関による対応という位置づけにしておくためであつたと考えられる。

下段は、金屏風が立てられ中央に毛氈が敷かれている³⁰。上段の中奥には唐櫃が、奥に向かつて右側に、当初用意すること



【写真3】豆州相州武州上総下総房州海陸御固御場所附 当館

ができないとされていた⁽³¹⁾、アメリカ使節が着座する椅子が四脚置かれていた【写真2】。「提督は自分と会見するために任命された高官と同じ格式で座れば満足であり、ほかのアメリカの士官たちの席も、彼らと同じ地位の日本人に用意された席と対等であればよい」と伝えていた⁽³²⁾が、四脚の椅子の内一番奥の、ペリーが座ることになる椅子は黒塗りで、他の三脚は朱塗りという区別がされていた⁽³³⁾。アメリカ側も満足する対応がとられていたといえよう。

その椅子に座つたのは、ペリー、ブカナン、アダムス、コンティの四名で⁽³⁴⁾、床几に座した戸田氏栄と井戸弘道が対峙し、上段の下に浦賀奉行支配組頭・辻茂右衛門が控えた⁽³⁵⁾。なおこの三人をはじめ警備隊を指揮した下曾根金三郎、ならびに香山栄左衛門をはじめとする与力は、いずれも「陣羽織小袴」の戦装束⁽³⁶⁾であつた。捧呈式は下段からアメリカ士官三十名ほどが見守るなか、「目礼計二て、一言も不相交」おこなわれた⁽³⁷⁾。翌日戸田と井戸が老中宛に送つた上申書においても、「受取相済申候、尤應接之地ニ無御座候故、無言之約束ニ仕置呼入申候」と、將軍の名代として臨んだ捧呈式において「無言」の応接だつたことを報告している⁽³⁸⁾。ペリー第一回来航への対応は、避戦を優先し、応接地ではない久里浜で、大統領書簡の接受だけを目的に成されたものであつた。したがつて、非「通信・通商国」として初めて「開国」・通商を求めたラクスマン使節同様、軍事的緊張状態のなかでの接遇となつた。

二 ペリー使節——一八五四年

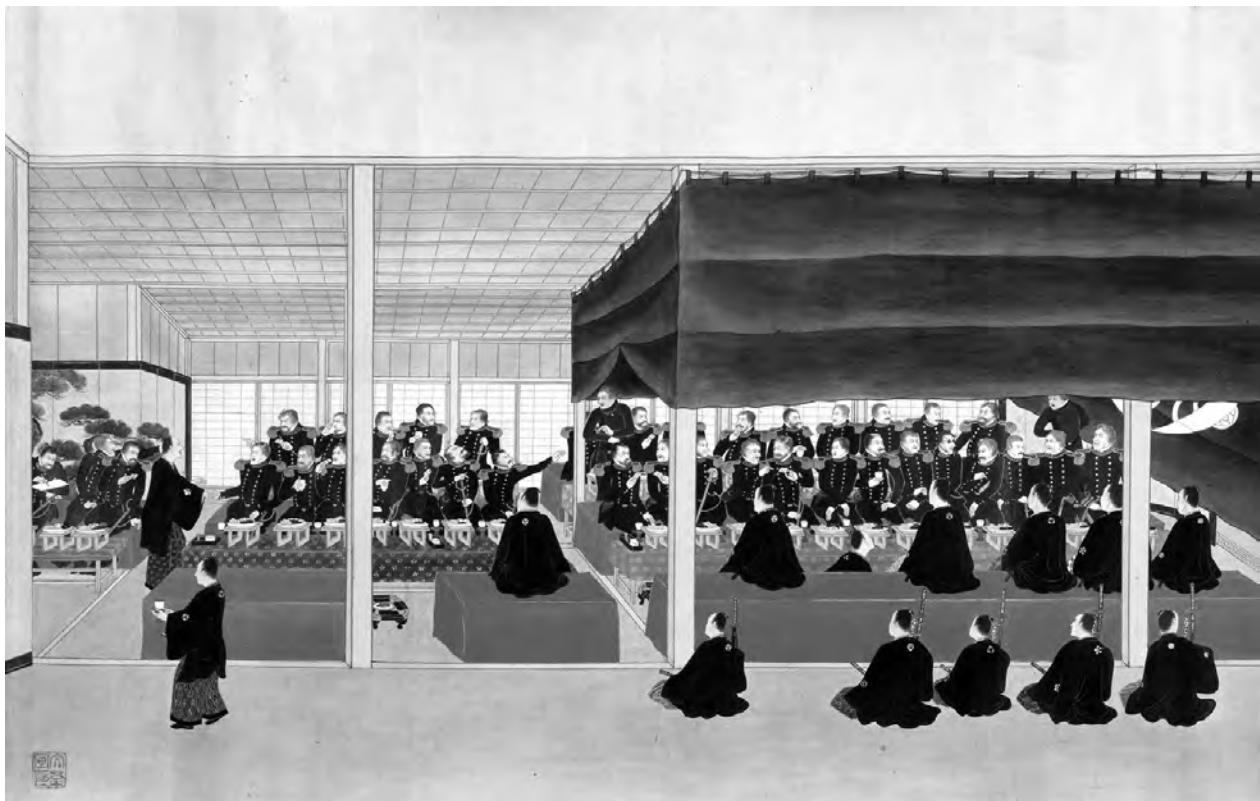
（1）横浜応接場

アメリカ大統領書簡への回答を得るために再来航したペリーは、上陸の儀式を派手なものにするために必要な行列を仕立てる準備に余念がな

かつた。部署を離れることが可能な海兵隊や士官全員に参列することを命じたのである⁽⁴⁰⁾。彼らは、通常の軍装で、警備を目的としてピストルや銃などで武装しており、前回以上の五〇〇人を超える規模の行進を行い、応接場へ向かっている。

応接場は、前年の久里浜で使用された部材を使って設営されたものであつた。《横浜応接場秘図》【写真4】では、上座である正面に向かって左側（画面上部）に、ペリー使節一行が、右側（画面下部）に幕府側役人が描かれている。応接場内は、その階級によつて上段、中段、下段の三つの区画に分かれていることがわかる⁽⁴¹⁾。画面右側の柱に幕が張られた上段には、アメリカ側のペリーをはじめとした幹部と通訳が、日本側は林復斎、井戸弘道、鶴殿長鏡、伊沢政義、松崎満太郎の応接掛が、紺毛氈が敷かれた縁台に着座し、オランダ通詞の森山栄之助は縁台の下から通訳をおこなつてゐる。その左側の中段には、アメリカ側士官の一団が、幕府側は浦賀奉行組頭・黒川嘉平衛ひとりが座しており、屏風が立てられた左側の下段には、ペリー使節隨行画家のヴエルヘルム・ハイネがスケッチをしている様子が見られる。なお、この場面は料理が配膳されている饗応の様子を描いてゐる。しかし、実際には幕府応接掛筆頭の林復斎は、ペリーらと食事を共にしてはいない。食事を共にするという行為も格式にかかる問題であり、このような点においても、ペリー使節を朝鮮・琉球・オランダ使節とは異なるものとして意図的にその差を作り出していたように考えられる。

また、この三つの区画がそれぞれの階級を表していることは、幕の有無に加え、アメリカ使節の前に供された脚付き膳が置かれた台からも判明する。台に敷かれた敷物の色および装飾の仕方に違いがみられるのである。上段には紫、中段は藍の敷物で装飾されているのに対し、金屏風



【写真 4】横浜応接場秘図 真田宝物館

が立てられた下段は、天板のみで台の脚がみえている。格式を重んじる幕府側にとつてもこの区画は重要であり、幕および装飾によつて格式ある空間であることを示したものといえる。

なお、この幕に示された家紋は、応接掛のひとりで当時浦賀奉行であった伊沢政義のものである。おもにこの場では饗応がおこなわれているが、見ようによつては、伊沢による接待として解釈することも可能である。⁽⁴⁴⁾ すなわち、琉球では、総理官がホストを務めることも可能である。アメリカとの公式的な関係は成り立っていないようにみせようとした。それと同じように、饗応という接遇については、あくまで伊沢の私的な行事によるもとして位置づけようとしたと考えられよう。すでに指摘したように、応接掛筆頭の林が饗応の席に臨んでいなかつたという事実もこのことを裏付けるものといえよう。

(2) 着服と贈答品の取扱い

久里浜においては、陣中の作法にならい戦装束で接遇をおこなつたが、その後、長崎ヘロシア・プチャーチン使節が来航し、その応接を経験したことで、着服および贈答品の取扱いについて統一基準を設けることが必要であるとの認識から、林ら応接掛は、嘉永七年正月十五日付で老中に対して伺いを立てている。⁽⁴⁵⁾

それによれば、外国使節は今後どこへ来航するのかわからないので、来航した場所へ江戸から応接掛を派遣した際には、初回および老中からの返翰等の時は大紋を着用し、鞘巻太刀を家臣に持たせ、その他の日にあつては「旅装之佩丸羽織野袴着用仕」ものとし、交渉を終え、贈答品の受け渡しに際しては、初回同様大紋を着用するというものであつた。大紋は、五位以上の武家の礼服であり、大名と同格の対応をしようとい

うものであつた。

また、贈答品の受け渡しについての手順、特に受け取りのタイミングについては、「評論相済不申内は、贈物先預り置、諸事相済、退帆仕候節ニ至り、相当之挨拶もの差送」のこととすれば、「礼儀ニ叶」うとする。これについては、他の外国使節と同様の接遇を提案している。この上申をおこなつた応接掛筆頭である林復斎は、嘉永三年までに、それまでの江戸幕府の対外関係史料をまとめ、『通航一覧』を編纂した人物で、かつ林家自身、代々朝鮮使節の応接に深くかかわつており、外国使節の接遇についての先例を熟知する立場にあつた。その経験および知識にもとづき、外国使節の接遇において、朝鮮・琉球・オランダとの関係を維持しつつも、あらたに来航するようになつた非「通信・通商国」間にあつては、「公平」に接するためのガイドラインを設定することが求められたのである。ペリーへの接遇を通して、あらたな基準作りがおこなわれ始めたのである。

三 ハリス使節

（1）下田着任時

初代アメリカ駐日総領事タウンセンド・ハリスが、オランダ語通訳ヘンリー・ヒュースケンとともに下田へ来航したのは、安政三年七月二日（一八五六年八月二一日）のことであった。周知のように、一八五四年の日米条約における訳文の相違から発生した問題であり、幕府側としては一方的にアメリカから開港場へ役人を派遣することはない認識していたところであつたため、当初駐在を認めようとはしなかつたが、いさかいが発生することを恐れた下田奉行・井上清直は穩便な対応として、「在住」ではなく、「一時上陸迄之儀」であるとして、下田郊外の柿崎村・

玉泉寺へ入ることを許した。⁽⁴⁶⁾ 幕府側の認識である、日米双方合意のうえでアメリカの官吏を居住させることが可能であるとの解釈を柱げることもできず、一時止宿という対応をとつたのであり、ハリスが八月六日に玉泉寺の中庭にアメリカ合衆国国旗を掲揚し、そこが領事館であることを誇示したとしても、この段階においては、条約にもとづいてアメリカが派遣した「官吏」として、幕府は認識しようとはしなかつたのである。

またこのような下田奉行の認識をさらに推し進めたのは、ハリス自身の来日直後の行動が大いに関係していると考えられる。ハリスは、自身の来航によって幕府へ対して強い衝撃を与えたと考へ、しばらくの期間目立つた活動を控えその沈静化を図ろうとした。⁽⁴⁸⁾ 出府要求を初めておこなうのは、来日二ヶ月以上が経過した九月になつてからであり、自身が国を代表する外交官であることを出府の根拠としたり、それに見合つた待遇とするよう要求したりしている。ペリーが軍楽隊による演奏がおこなわれるなか上陸し、上陸してから会場である応接所までの短いルートにおいて、大勢の兵士に隊列を組ませ行進するというパフォーマンスをおこなつたことに対し、ハリスは静的なファーストコンタクトを選択し、幕府を必要以上に刺激することを避けたのである。アメリカ側がよりどころとした条約英文版においても、ハリスはあくまで開港場である下田に派遣された総領事以上のものではなく、幕府側としても通商条約締結の任を帯びた全権であるとはこの時点において全く認識してはいなかつたのである。

そのことを理解していたハリスは、幕府からすれば本来職務外のはずである、江戸への出府を要求した。ペリーがなしえなかつた、將軍との謁見および江戸において幕府全権と通商条約締結交渉をおこなうため、出府することを第一優先としたのである。そのため、下田来航直後にお

いては、ペリーのように通商条約締結を目的とした「使節」であること強く示さなかつたといえよう。

(2) 出府要求への対応にみるアメリカ使節の位置づけ

下田に着任したハリスは、安政三年九月二十七日、「帝国日本の外國事務宰相」に宛て、「日本事務ニ大関係ある至重大事件」について告知することおよびハリスへ託されたアメリカ大統領からの「一書」を徳川將軍へ呈することを理由に、出府を要求するとともに、来日途上シヤムの首都バンコクで、一八五六年五月にハリスが締結した米シャム通商条約の蘭訳版を提出し、あわせてイギリス香港総督バウリングの対日方針について聞き及んでいるということを告げている。⁽⁴⁹⁾ここではじめて、ハリス自身は日本との間に通商条約を締結する用意があることを明らかにするのである。

この当初の出府要求について、幕府は拒否の方針をとった。現地での

問題はすべて下田奉行に処理する権限を与えてるので、下田奉行と協議するよう、書面による要求であるにもかかわらず、書面ではなく口頭で、下田奉行に伝えさせている。⁽⁵⁰⁾あくまでも、下田に駐在する一官吏としての扱いをする方針をとつたのである。しかし、大目付・目付で海防掛を兼ねた跡部良弼・土岐頼旨・筒井政憲・鶴殿長銳・一色直温・岩瀬忠震・大久保忠寛・津田半三郎は連名で、出府を許可すべきとする上申をおこなっている。この上申では、ハリスの位置づけについて触れている部分があることから上申書全体について確認しておきたい。

まず、出府を許さず書面だけの往復では、良好な意思疎通ができないことから、「直様江戸表^{江戸}手輕ニ罷出候而、御老中方拝謁之上」、大統領からの書簡を提出させ、「両国人ニ拘り候大事は、打解御談判申上、且

英吉利使節渡來之模様」についても説明させたいとする。出府許可の理由については、大統領書簡を持つアメリカの代表であることもその一つにしてはいるが、海防掛にとっての一番の関心事は、ハリスが持つている大統領書簡ではなく、最新の海外情報、特にすでにオランダを通じてその来航が予告されていた香港総督の対日政策⁽⁵¹⁾についてであり、そのことについて直接聴取したいというのが本心だつたと考えられる。そのため、「手軽」に出府させ、大統領書簡の受取については老中があたることにしたのである。この時点においては、あくまで情報源としての対応という位置づけであつたと考えられる。

そして、軍艦ではなく陸路小規模な使節で出府したいとするハリスの意向については、「軍艦等ニて相越候様ニ而は、異様ニ罷成、衆人の疑惑をも生し可申候間、何けなく目立たさる様取賄、出府仕度との趣申立方条理も相立、殊勝ニ相聞、此上御断可相成御辞柄も何分無之」とする。そのうえで、

彼国大統領より持參之書簡も有之、何れの道、御国地永住之官吏二御座候上、始終此地之御用ニ相立候様御仕向有之候方、御為筋ニモ可有御座、長崎表在留甲必丹五个年目參上之振合も有之、和親之國より差越、在留罷在候官吏之義、江戸表^{江戸}被召呼候而、不相當之義も無之、

と、アメリカを代表し、下田に常駐している者であり、常に我が国に益するよう仕向けるほうが幕府にとつても有用であり、オランダ商館長は五か年に一度出府が許されているのであるから、「和親之國」から派遣された官吏であるハリスの出府を許すことは当然であるという。また、大小目付の海防掛は、再度の出府要求に対する安政四年正月の上申書においても、「一体和蘭人は、二百年來の仕來とは乍申、一ト通通商迄之

國有之、殊ニ加比丹之身分にて、出府も相叶候處、仮初ニも親睦之約書も為取替相成候國之官吏⁽⁵³⁾であるとし、再び出府許可の立場に立つてゐる。このように、大小目付の海防掛は、条約締結国であるアメリカが派遣した官吏を、商人でありながら出府が認められている「通商国」オランダと同等の扱いをするべきとの立場をとつたのである。⁽⁵⁴⁾

さらに初度の上申書では

此節柄外国之事情御偵探之為ニも相成、前文和蘭甲必丹之御振合も有之候上は、外條約済國々之分も、在留之官吏に限り、江戸表^(江)被召呼候御見据ニ而、一向ニ此度亞美理加官吏出府致候様被仰渡、品川東海寺等^(江)逗留為致置、御代官御賄ニ被成遣、評定所^(江)差出し之上御老中方初め御応接被遊、登城をも被仰付、甲比丹の振合を以、拝領物等も被成下、御手厚く御取扱被成遣候は、更に是迄之御処置とは格別之義ニ而、兎角日本人は外國民を仇敵の如く存候との積疑いも水釈仕、以後之談判案外御手順宜罷成候品も可有之と奉存候、左候得は、下田奉行^(江)、在留亞美理加官吏より差出候書面之趣、此方よりも御尋之義有之候間、申立之通出府可致、其節諸事為取締、其方共支配向之内兩三人同導為致、出府中品川東海寺^(江)差置候積相心得、都合宜敷様官吏^(江)申渡、道中其外之手続可相成手數相省き、取締宜様、早々取調可相伺旨、下田奉行^(江)被仰遣可然奉存候、

すなわち、出府を許可するのは、先にも述べたとおり海外情報入手が目的であり、アメリカ同様、条約締結国の駐在官吏に限つては等しく出府させることも見据えたうえで、ハリスの出府を認めるべきであるとする。そして出府の際の宿泊所を品川の東海寺等としているが、東海寺は江戸時代を通じて派遣された十二回の朝鮮使節のうち、享和四（一七一

九）年、寛延元（一七四八）年、宝暦十四（一七六四）年の第九回から第十回までの、江戸での聘礼がおこなわれた最後の三回で宿泊所となつた寺である。薩摩藩の属国として位置づけられていた琉球の使節は、薩摩藩の参府に合わせて江戸上りがおこなわれ、江戸へ到着した使節は薩摩藩邸へ入つてゐる。オランダ使節の場合は、江戸では阿蘭陀宿の葉種問屋・長崎屋が使節を迎えてゐる。

当然、宿泊所を東海寺等とすることを提案しているものの、これを以て「通信国」の朝鮮と同列にみなそうとしているわけではなく、接遇の基本は「甲比丹の振合」であり、オランダ使節同様、登城させ拝領物等を与えることを提案してゐるのである。なお、ハリスが提出した書面について詳細な説明を求めるため出府を許可するという形式をとろうとしているが、これはそれまでの外国使節に対するのと同様の接遇をおこなうとしたものと理解できる。すなわち、「江戸時代の朝鮮使節は、すべてが日本側（幕府・対馬藩）のなんらかの形の要請・招聘に応じたもの」⁽⁵⁵⁾であることから、「和親之國」の出府についても、同じ形式を踏もうとしていたとも考えられよう。つまり、外国使節の出府はすべて幕府側の要請にもとづくものであるとの形式を適用しようとしたのである。

なお、ハリスをはじめとする開港場へ派遣された条約締結国⁽⁵⁶⁾の官吏については、海外情報入手のために等しく出府を認め、オランダ使節同様の接遇をおこなうというアイデアは、それ迄オランダがほぼ独占して提供してきた欧米を中心とする海外情報を、他国からも入手し、その精度を高めようとする意図によるものであると考えられよう。そのため、出府にあたつては外国使節として大々的な行列ではなく、「手輕ニ罷出」させることで、他の外国使節との区別をもつけようとしたと考えられる。

(3) 着服の統一

ハリスの出府については、はじめ許可せずとの結論から具体的な接遇についての議論は進まなかつたが、正式に出府を許可することとなり、議論が活発化した。特に、接遇にあたつての着服の統一について活発な議論がなされた。ここでは、着服の統一をめぐる議論をとおして、「和親之国」の使節の位置づけについて考えてみたい。

条約が締結されていなかつた段階では、先に見たように、ペリー使節とプチャーチン使節とへの応接掛の着服で統一がとられていなかつたことで一定の基準を設けようとした。しかし、それは応接掛が江戸以外の場所へ派遣されたときの対応であり、出府が許された外國使節が登城した際のことは想定されていなかつた。そこで、安政四年八月一日、老中はハリス出府対応関係者に対し、

朝鮮之信使琉球人參府等之振合も有之、其上外國^江被對候儀、上下一樣ニ而、尊卑之差別不相分様ニ而も如何ニ有之、乍去御大礼事同様ニ相成候而は、又 御國內^江之響合も如何可有之哉、御扱振之程合も、是等より相極可申義ニ付、先つ此一條計ニ而も、早々取調可被申聞候事、⁽⁵⁷⁾

と、朝鮮・琉球使節と同列であつてはならず、また「大礼」の時と同様では、国内への影響が大きいことから、この件についてだけでも至急検討すべきことを命じた。

これに対し、三日には、土岐頼旨、筒井政憲、川路聖謨、鶴殿長銳、永井尚志、塙越藤助は連名で、「尊卑之差別も不相立候而は、外國之者^江被為對、御國体ニ相拘り」と、位階の区別を明確にしえないことは國家の体面に差し障りがあるという。そのうえで、「仮令 朝廷之御章服ニ無之候而も、御武門御相當之御礼服御用ひ相成候方、國威を」示すこ

ととなるとし、「御代替ニ而、琉球人御礼之節之御振合ニ被為寄、御武門之 御召服ニ而、御烏帽子御直垂被為 召、御老中方も、 御召之色合ニまかひ不申色之直垂御用ひ、以下 御前伺公之面々、官位ニ寄、直垂狩衣大紋布衣素袍等相用ひ、御礼式ニ不相拘面々其外殿中一同熨斗目半袴着用ニ而相当可仕哉と奉存候」と、琉球使節への接遇に近づけた着服を提案している⁽⁵⁸⁾。

そして林復齋は土岐などの意見を踏まえたうえで、直垂の色を変えるだけでは、直垂の色を確認するために、「異人共見上候」ことになるので、「御召服は、全く御別段ニ被為在」、すぐにその違いに気付くようにするため、「御立烏帽子御小直衣」の着服を提案している。その理由は、「烏帽子を用い候は、冠を用候より聊相略し候様相見へ、近時は烏帽子を用ひ候時は、小直衣」と合わせるのが妥当だからであるという。そして朝鮮使節の際は、「御直衣を被為 召」ているので、「外夷使節等」すなわち非「通信・通商国」の使節については、「御立烏帽子御小直衣」にすることでの差異を示すことが可能であることから、このように定めるべきであるとする。⁽⁵⁹⁾ここでも、朝鮮使節と一線を画す対応をとることが強調されているのである。

このように、非「通信・通商国」への謁見にあたり、着服の統一規定を定めようとしていることをみてきたが、これは土岐などのグループも、諸外国の「目」を意識したことからの提案であつた。土岐などは、「西洋国々とても、衣服之飾等ニ寄、尊卑之差別はおのつから相立居候由之処、今般 営中之御様子官吏拝見仕候次第、風聞書等ニ記し、海外万國^江伝播」する状況であるとし、「衣冠文物之 皇國を、蛮夷小醜之國々と一樣ニ」みなされ、「一時之御略礼万代迄之御瑕瑾とも」なることを恐れたのである。⁽⁶⁰⁾林もこれには同意し、「掛りより申上げ候通、

夷人共之風習は、早速新聞紙を以て流傳仕義ニ付、御国文物之盛を御示しニ相成候方、却可然哉と奉存候」と、「新聞紙」による西洋の情報伝達力を警戒するとともに、逆にそれを利用して日本の文化が高いことを知らしめてはどうかとの提案をおこなつてゐるのである。⁽⁶¹⁾

むすびにかえて

ペリー使節とハリス使節の接遇について、アメリカ側使節の意図にも目を向けつつ、主要な状況を見てきた。これにより、ペリー使節は薩摩藩の属国であり、江戸時代初期より江戸幕府が設定した対外的枠組みのなかに位置づけられていた琉球では、総理官が接遇の主となることでアメリカとの公的関係が構築されてはいないことを示そうとしたことが確認できた。また、幕府は避戦を優先し、応接地ではない久里浜で、「陣中受取候作法」により大統領書簡の受け取りをおこなつたが、これは幕府側からすると、戦時下における行動であり、平時における外国使節の接遇とは異なる「一時之權道」として処理しようとしたと考えられる。

すなわち、久里浜におけるアメリカ大統領書簡の受け取りは、あくまでも例外的な措置であるとの位置づけをおこなおうとしたのである。

さらに、ペリー使節は、那覇、久里浜および横浜への上陸にあたり、その規模を誇示するための『演出』をおこない、琉球ではその光景は驚きと感動をもつて迎えられたようであるが、外国使節として初めて久里浜に上陸した時の行進については、過去江戸の人びとが経験した朝鮮使節や琉球使節の行列と重ね合わされ、その行列を下敷きにした瓦版などの出版物が多く流布したように、江戸の人びとにとっては、一つのエンタテイメントとしてそのまざしを向けていたのである。

そして、ペリー使節の接遇にあたつても、朝鮮使節とのそれとの関係

を考慮し、条約締結前にあつては琉球王府同様、アメリカとは公的な関係ではないことを基調とした接遇をおこなつた。応接場内は格式を重んじた空間としたものの、久里浜では浦賀奉行・戸田家の家紋を、横浜では同・伊沢家の家紋を持つ幕を張ることで出先機関としての接遇と解釈可能な状況を生み出している。ここまででは、一時的な対応としての認識が強く、その都度朝鮮・琉球使節への接遇を基準に着服などを決めてきたが、ハリスへの出府許可を機に、条約締結国が派遣する官吏については、一様の接遇をおこなうべしとする意見が、大小目付の海防掛から出されるなど、「永久」的な接遇方針を定めようとする動きがみられはじめるのである。すなわち、ここに近世初期に確立した朝鮮・琉球・オランダ・中国との関係に、「和親之國」と呼ぶ、通商を認めない条約締結国というこれまでとは異なるファクターを含む新たな対外関係が規定されることになったのである。

なお、この段階でも、条約締結国と「通信国」の朝鮮・琉球とは一線が画されていたが、安政二年十二月に幕府との間に条約を締結した「通商国」オランダは、嘉永五年に着任したドンケル・クルティウスが日蘭条約締結前の安政二年六月に、商館長から「理事官 Commissioner」となつたことから、ハリス同様、開港地へ派遣された官吏として位置づけられ、条約締結国としての接遇対象と想定されたと考えられる。

最後に、紙幅の関係から多くを検討することができなかつたが、そのなかから特に重要な課題一点について記しておきたい。

一つは、根室へ来航し松前で応接されたラクスマン使節に対する、日本の国法を論ずることを目的に宣諭使として派遣された石川忠房と村上義礼による接遇や、長崎に来航したレザーノフ使節および「通商国」であらながらオランダ国王書簡を運んだコーパス使節への接遇が、アメリカ

使節への接遇の先例としてどのように関係したのかという点である。特に、はじめて「通商」・開国を要求した非「通信・通商国」であるラクスマン使節が、幕府にとつて初例となつたので、それを起点として考える必要があろう。

二つ目は、対外的枠組みの二回目の変容についてである。ハリス使節の出府段階で変容をみせた対外的枠組みがさらなる変容を遂げるのは、通商条約が締結され、それまで幕府が想定していなかつた「通商国」とは違う「通商」関係が構築されてからだと考えられる。「通商国」ではなかつた条約締結国が、「通商」条約締結国となつたことで、相対的に「通信国」の朝鮮・琉球および「通商国」中国との関係もそれまでとは異なるものとなつたはずである。「開国」という歴史事象を考えるうえで興味深い問題である。

註

- (1) 代表的なものとして、井野辺茂雄『新訂 維新前史の研究』(中文館書店、一九四二年)、田保橋潔『増訂 近代日本外國関係史』(刀江書院、一九四三年、覆刻版、原書房、一九七六年)、石井孝『日本開国史』吉川弘文館、一九七二年、改訂版、一九九五年)、加藤祐三『黒船前後の世界』(岩波書店、一九八五年)、三谷博『ペリー来航』(吉川弘文館、一九九三年)、などがある。
- (2) 田保橋、前掲書、三四五頁。オランダ国王の親書を護送するパレンバン号の長崎入港手続きに関する事前協議について詳細に論じられている。オランダ側は、商船としてではなく、軍船としての入港手続きを求めたのにに対し、長崎奉行・伊沢政義は、国禁を理由に武装解除・礼砲禁止を通達するなど、外交使節の接遇についても触れている。
- (3) 生田美智子『外交儀礼から見た幕末日露文化交流史—描かれた相互イメージ・

表象』—ミネルヴァ書房、二〇〇八年。

(4) 佐野真由子『幕末外交儀礼の研究—欧米外交官たちの將軍拝謁』思文閣出版、二〇一六年。

(5) 朝鮮使節に関する研究は、仲尾宏氏および辛基秀氏らによって一九八〇年代以降精力的におこなわれてきている。代表的な成果は以下のとおりである。仲尾宏『前近代の日本と朝鮮・朝鮮通信使の軌跡』明石書店、一九八九年。辛基秀・仲尾宏『大系朝鮮通信使・善隣と友好の記録』明石書店、一九九三年。仲尾宏『朝鮮通信使の軌跡・増補 前近代の日本と朝鮮』明石書店、一九九三年。辛基秀『朝鮮通信使絵図集成』講談社、一九八五年。仲尾宏『朝鮮通信使と江戸時代の三都』明石書店、一九九三年。仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』明石書店、一九九七年。辛基秀『朝鮮通信使・人の往来、文化の交流』明石書店、一九九九年。辛基秀・仲尾宏『図説・朝鮮通信使の旅』明石書店、二〇〇〇年。上田正昭・辛基秀・仲尾宏『朝鮮通信使とその時代』明石書店、二〇〇一年。高井晴子『朝鮮通信使の饗應』明石書店、二〇〇一年。辛基秀『朝鮮通信使往来・江戸時代二六〇年の和平と友好』明石書店、(新版)二〇〇二年。仲尾宏『朝鮮通信使を読みなおす・「鎖国」史観を越えて』明石書店、二〇〇六年。仲尾宏『朝鮮通信使・江戸時代の誠信外交』岩波新書、二〇〇七年。

- (6) 琉球使節に関する代表的な研究として以下がある。宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』第一書房、一九八二年。横山學『琉球国使節渡來の研究』吉川弘文館、一九八七年。なお、紙屋敦之『東アジアのなかの琉球と薩摩』(校倉書房、二〇一二年)においても琉球使節について分析が行われている。
- (7) 朝鮮使節および琉球使節の研究は、共通して使節派遣の意義を探るとともに、儀礼的側面にも目を配りつつ、使節ごとの構成等事細かな点に至るまで、文献史料のみならず、現在までに多く残された画像史料を利用して明らかにされてきている。
- (7) 「通商国」に位置づけられたオランダ使節については、貿易継続の御礼として六六回もの多くの江戸参府をおこなつていていることもあり、朝鮮使節および琉球使節のように、すべての使節について網羅的に研究されたものはないが、参府紀行が遺されているものについては、翻訳がなされ、あわせてその解説・解題

が付されており、その使節の参府中の活動について知ることができる。

参府紀行については、『ケンペル江戸参府紀行』（呉秀三訳註、雄松堂、上

(17) ロナルド・トビ 「朝鮮通信使の江戸城登城・下城行列―狩野益信筆「朝鮮通信使歓待図屏風」を中心に」（同前）一四九頁。

卷・一八二八年、下巻・一八二九年）、『江戸参府旅行記』（ケンペル著、斎藤信訳、平凡社、一九九三年）、『ツンベルグ日本紀行』（山田珠樹訳註、雄松堂、一九二八年）、『シーボルト江戸参府紀行』（呉秀三訳註、雄松堂、一九二八年）、『ズーフ日本回想録 フィッセル参府紀行』（斎藤阿具訳、雄松堂、一九二八年）、『レフィスゾーン江戸参府日記』（片桐一男訳、雄松堂、二〇〇三年）がある。また、片桐一男『江戸のオランダ人―カピタンの江戸参府』（中公新書、一〇〇〇年）、同『カピタン最後の江戸参府と阿蘭陀宿―歩く、異文化交流の体現者』（勉誠社、二〇一九年）では、参府紀行をもとに、将軍拝謁の様子等についても言及している。

(8) ロナルド・トビ著／速水融、川勝平太、永積洋子訳『近世日本の国家形成と外交』（創文社、一九九〇年）。

(9) 同前、一三八頁。

(10) 同前、一七九頁。

(11) 同前、一八九頁。

(12) 「国書」をテーマとした主たる研究に、田代和代『書き換えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏』（中公新書、一九八二年）、松方冬子編『国書がむすぶ外交』（東京大学出版会、二〇一九年）がある。ペリーおよびハリスが持参したアメリカ大統領から徳川將軍へ捧呈した文書 (President Letter) は一般的に「大統領国書」と表記されるが、「国書」とは何を以て「国書」とするのかについてはさまざまな議論があることから、本稿では「大統領書簡」と表記する。

(13) 永積洋子『近世初期の外交』（創文社、一九九〇年）。

(14) 羽賀祥二『和親条約期の幕府外交』（井上勝生編『幕末維新論集 2 開国』吉川弘文館、二〇〇一年）十二頁。初出は、『歴史学研究』第四八二号、一九八〇年七月号。

(15) 同前、一二〇一二三頁。

(16) 久留島浩編著『描かれた行列―武士・異国・祭礼』（東京大学出版会、二〇一五年）。

(18) 沖縄へのペリー来航に関する研究に、上原兼善『黒船来航と琉球王国』（名古屋大学出版会、二〇二〇年）がある。『琉球王国評定所文書』全十九巻（琉球王国評定所文書編集委員会編、浦添史教育委員会、一九八八～二〇〇二年）を活用した、琉球側からの視点による研究である。

(19) 『ペリー艦隊日本遠征記』Vol. I（翻訳・構成）オフィス宮崎、（出版）栄光教育文化研究所、一九九七年）（以下、「遠征記」）では、「Regent」を「攝政」と訳しているが、本稿では引用文を除き、今日一般的に使用されている「総理官」と表記する。

(20) この日の状況については、同前、一八八頁、による。

(21) フレデリック・トラウイトマン著／座本勝之訳『ペリーじいみち』—画家ハイネがみた幕末の日本人—（一一一書房、二〇一八年）（以下、「ハイネ」）、八七頁。原著は、*With Perry to Japan: A Memoir by Wilhelm Heine translated with an introduction and annotations by Frederic Trautman @1990 by University of Hawaii Press*。本書は、ペリー使節随行ドイツ人画家ヴェルヘルム・ハイネが遺した手記の一部を英訳した原著から、日本語訳したものである。

(22) 『遠征記』、一八九頁。

(23) 同前、一九〇頁。

(24) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』（覆刻版・東京大学出版会、一九七二年）之一、第一二〇号文書。以下、「幕末」と略し、「〔幕末〕」のように、巻数とともに記述する。

(25) 『ハイネ』、一二八頁。

(26) 『幕末』一、一二七二頁。

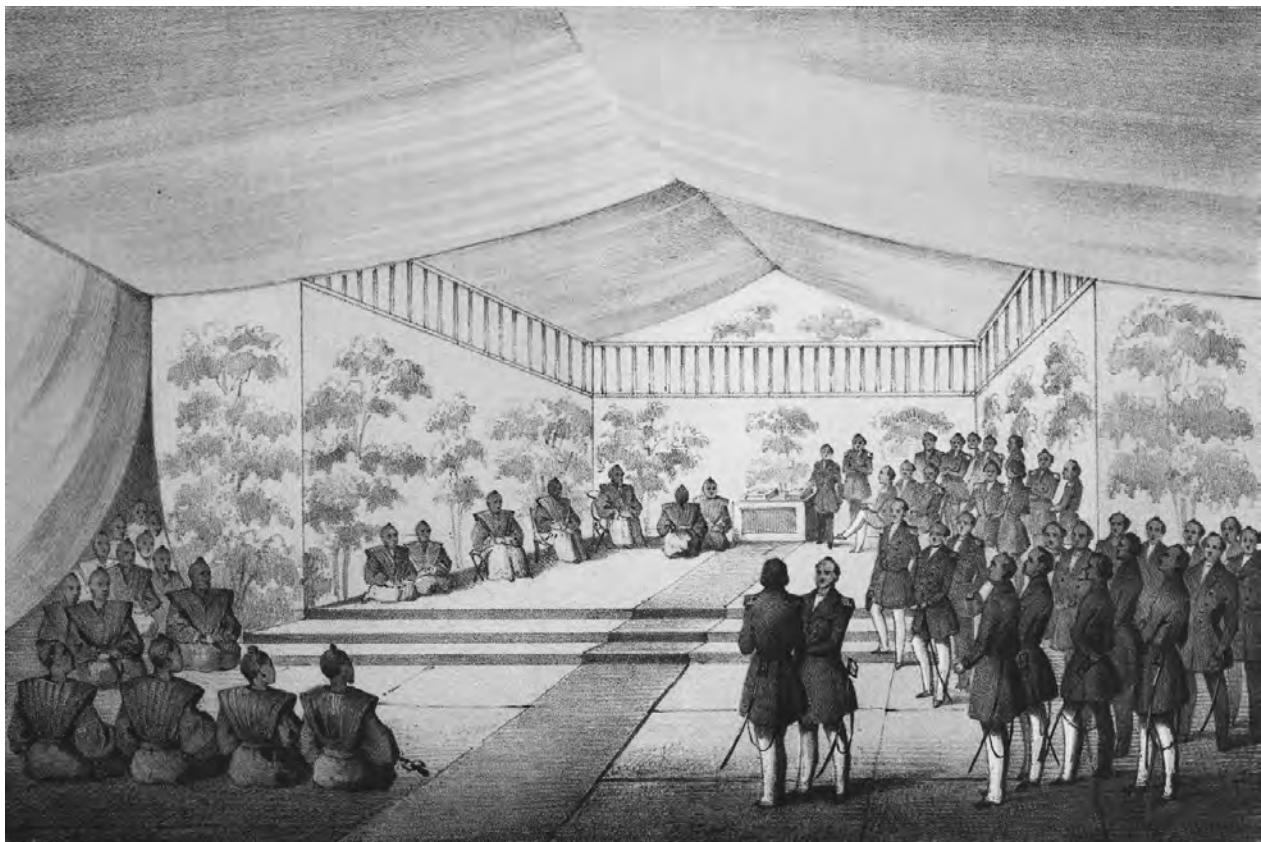
(27) 『遠征記』、一五一頁。

(28) 捧呈式場内の日本側の記録は、「上書集 四」（金沢市立玉川図書館加越能文庫）による。本史料は、久里浜へ派遣された加賀藩士の探索記録を後日まとめ直したものと思われる。

(29) 同前。「紫地純白奉行戸田氏之義也ノ幕ヲ張」とある。なお、後述するように、横浜応接場

では、応接掛で浦賀奉行であつた伊沢政義の紋をもつ紫地の幕が張られている。

- (30) 『幕末』一、二七六頁。
- (31) 『遠征記』、二五一頁。
- (32) 『幕末』一、二七三頁。
- (33) 前掲、「上書集」四。
- (34) 『幕末』一、二七二頁。
- (35) 『遠征記』所収「大統領親書の手交 DELIVERY OF THE PRESIDENT'S LETTER」**【写真5】**をみると、上段の間に浦賀奉行のほか、浦賀奉行支配組頭、与力二人、通詞一人も一緒に描かれている。通詞はともかく、辻と与力が上段の間にいることは、幕府の格式としては考えられないことである。前掲、「上書集 四」には、「上段之下左ノ方ニ床几一脚ヲ居是支配組頭辻茂右衛門ノ座也」とある。なお、『遠征記』に含まれる画像は、当時の記録として随行画家ハイネらによつて描かれたものであるが、事実とは異なる状況が描かれるなど、しばしば「演出」が施されている。この分析については、別稿を予定している。
- (36) 『幕末』一、二七一頁。
- (37) 同前、二七四頁。
- (38) 永積洋子氏によれば、オランダ使節に対しても、寛永三年頃には、「無言の拝礼」の形式ができるがつたという（永積、前掲書、一〇三頁）。なお、深井雅海氏は、將軍が諸大名へ発する言葉にも格式が設けてあつたことを明らかにしており、その長さによつて重みが違つたという。『江戸城御殿の構造と儀礼の研究—空間に示される権威と秩序』（吉川弘文館、二〇二一年）、特に「第三章 将軍の言葉に見る格式—寛政四～七年「御意之振」の紹介・分析を中心にして」を参照。
- (39) 応接会場となつた浜御殿迄の沿道は、武装した援兵の南部藩士および津軽藩士、ならびに松前藩士によつて警衛がおこなわれた。「漂流人帰国松前堅之図并異国人相形図」（大黒屋光太夫記念館）。（特別展図録『北からの開国—海がまもり、海がつないだ日本—』（神奈川県立歴史博物館、二〇一九年）図版15（二十一頁）を参照。
- (40) 『遠征記』三四五頁。
- (41) 松代藩医高川文笠は、応接掛のひとりであつた伊沢政義の求めで応接場の様子



【写真5】DELIVERY OF THE PRESIDENT'S LETTER ペリー提督日本遠征記 当館

を描き、藩主・真田幸教をはじめ、老中・阿部正弘、応接掛へ同様の絵を贈つたとされている。現在、阿部正弘へ贈られたものは、「亞米利加使節饗應図」として個人によって所蔵されている。ただし、全く同一の構図ではなく、異なる立ち位置から描かれている。詳しくは、嶋村元宏「ペリー来航に關わる情報収集活動とその伝播について—画像史料を中心に—」（『神奈川県立博物館研究報告－人文科学－』第四一号、二〇一四年）、ならびに特別展図録『ペリーの顔・貌・カオ—「黒船」の使者の虚像と実像』（神奈川県立歴史博物館、二〇一二年）を参照。

（42）『遠征記』、三四六頁。
 （43）上段の奥、家紋の向こう側に「密談所」とアメリカ側が呼んだ小部屋が設けられており、実際の交渉はペリーら幹部と林復齋などの限られた者たちでおこなわれた。描かれた場所は饗應のためだけに使われていたようである。

（44）前註29、参照。
 （45）『幕末』四、第二三三号文書。
 （46）『幕末』十四、五二六頁。
 （47）『ハリス 日本滯在記』（坂田精一訳、岩波文庫、一九五三～五四年）中、五十二頁。

（48）この詳細については、嶋村元宏「下田におけるハリスの政策」（横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『十九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年）を参照。

（49）『幕末』十五、第四一号文書。米シャム通商条約の成立過程については、嶋村元宏「幕末通商条約をめぐるアメリカの対日政策について—アジアにおけるT・ハリスの外交活動を中心にして—」（『青山史学』第三三号（沼田哲教授追悼号）、二〇〇五年）を参照。

（50）『幕末』十五、第八七号文書。
 （51）同前、九一号文書。

（52）香港総督ジョン・バウリングの来航予告については、嘉永七年七月および安政三年七月にもたらされた『別段風説書』に加え、香港を経由して長崎へ来航したオランダ軍艦メデュサ号艦長ファビウスから報告されている。詳しくは、嶋

村元宏「日本の開国と香港総督」（明治維新史学会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、二〇〇二年）を参照。

（53）『幕末』十五、四六六頁。

（54）和親条約を分析した羽賀祥二氏は、条約文中の「通信」と「和親」の使われ方について老中・阿部正弘がアメリカ応接掛・林復齋に対し尋問していることから、幕府は「通信」と「和親」とは次元が異なるものであると認識し、「幕府は外交関係について通信・通商・和親の三種類の次元の異なる関係を設定していた」ことを明らかにしている（羽賀、前掲論文、十一頁）が、本稿でおこなったようなハリスの位置づけについては充分な検討はされていない。

（55）『幕末』十五、第九一号文書。
 （56）トビ、前掲論文、一四六頁。
 （57）『幕末』十七、第六八号文書。
 （58）同前、第七三号文書。
 （59）同前、二六五頁。被り物に対しても、日本人も相当意識していたようである。ペリー使節が上陸した際に行進とともに見せた儀仗において、それを指揮する者の帽子の形状やそれに付けられた羽飾りを描いた画像が多数残されていることから理解できる。

（60）『幕末』十七、二六一頁。
 （61）同前、二六七頁。
 （62）『幕末』十二、第十八号文書。

〔付記〕

本稿は、JSPS科研費JP21K00814「開国期・「虚像」による日本觀の形成に関する基礎的研究」（研究代表者）及びJSPS科研費JP210H01314「オランダ別段風説書の研究」（研究分担者、研究代表者・岩田みゆき）の成果の一部である。